阿蘇都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (阿蘇都市計画区域マスタープラン)

平成16年5月17日 熊 本 県

目 次

1	都市	市計画の目標	1
	(1)	都市づくりの基本理念	1
	(2)	地域ごとの市街地像	3
	(3)	各種の社会的課題への対応	3
	(4)	都市計画区域の広域的な位置づけ	4
2	<u>X</u> t	域区分の決定の有無	7
	(1)	区域区分の決定の有無	7
3	主	要な都市計画の決定の方針	8
	(1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	8
	(2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	. 10
	(3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	. 12
	(4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	. 13

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

基本理念

阿蘇都市計画区域(以下、「本区域」とする。)は、本県の北東部に位置し、阿蘇郡 6 町 6 村により構成される阿蘇広域都市圏のほぼ中心部に指定された圏域唯一の都市計画区域である。

本圏域の大部分は阿蘇のカルデラとこれを囲む外輪の高原であり、阿蘇くじゅう国立公園の南部を占めている。圏域の面積は、119,818ha で県全域の約 16.2%を占める一方、人口は平成 12 年現在、県人口の約 4.1%にあたる約 7.6 万人で、この 20 年間一貫した減少傾向を示し、県人口に占める割合も低下しつつある。

本区域を有する阿蘇町は、熊本市まで約 40Km、福岡市まで約 150 k m の距離にあるが、近年においては、人口の減少、少子・高齢化の進行、観光入込客の伸び悩みなどにより、町の活性化が課題となっている。

また、本区域は、阿蘇町中央部の観光を中心とした商業・住宅地とその周辺の山間地域を含む自然と都市環境が調和した区域を形成しており、都市施設は、公共下水道が約 245ha で認可され、平成 13 年度末の普及率は22.5%となっている。

本県の総合計画(パートナーシップ 21 くまもと)の中で、阿蘇地域は、『神々の郷づくり』として「悠久の自然と文化が生きる自立した地域の確立」を目指したまちづくりを目標としている。

また阿蘇町では、新しい時代を見据えたビジョンとして「第四次阿蘇町総合計画」を平成 12 年に策定し、「まちづくり=人づくり」を基本理念に、「緑と大地と心ふれあうまち 阿蘇」の都市像実現に向け各種施策に取り組んでいる。

これらを受けて、本区域の基本理念を以下として設定する。

【都市づくりの基本理念】

『豊かな自然環境を育み、観光と生活が共生する地域づくり』

この基本理念を具現化するため、次の4つの都市計画の基本目標を推進する。

【都市づくりの基本目標】

「豊かな自然環境と歴史・文化を活かした都市づくり」

阿蘇町のこれからのまちづくりの大きなカギとなるものは、豊かな「山」 「水」「農」の自然環境や歴史・文化である。

阿蘇の山(自然の豊かさと美しさ)は、地球の営みである火山と 人の営みによりできあがる草原からなる独自の生態系を有する自然 環境であり、阿蘇観光の魅力の最も大きな要素である。

阿蘇の水(環境)は、人間が暮らしていく上で、先ず必要とされ、 欠かすことができないものである。特に生活排水は河川環境に直接 影響を与え、そこから農業用水として利用され、さらに下流域の飲 料水となり海に注ぐことを考えると水の源である阿蘇の「水」は、 自然環境を保全して、将来に引き継いで行くために重要な要素であ る。

阿蘇の農地(土地利用)は、広大な面積を有しており、阿蘇の景観構成のうえでも重要である。

阿蘇の人々は、大自然の恩恵を授かり豊かに生活を営み、多くの文化や貴重な歴史を有している。

このようなことから、今後とも、持続可能なまちづくりを推進していくため、阿蘇のゆたかな自然環境や農地及び阿蘇の水環境を守り、さらに培われてきた歴史・文化を活かしたまちづくりを目指す。

「阿蘇広域都市圏の機能的で賑わいのある都市づくり」

本区域は、阿蘇広域都市圏のなかで、都市機能が集積した地区である。 観光客および日常生活の利便性の確保やさらなる都市機能の集積を図り、 人とのふれあいや交流の拠点づくりを目指す。

「誰でもが安全で安心して暮らせる快適な都市づくり」

高齢者や子供たちにやさしく、交通安全・防犯への対応がなされ、ユニバーサルデザインに配慮された施設・生活環境づくりを推進することで、誰もが安全で安心して暮らせる快適な生活ができるまちづくりを目指す。

「住民と行政が協働で取り組む都市づくり」

良質な地域社会を構築していくために、情報公開と住民参加のルールづくりを基本として、都市計画制度を有効に運用しながら住民と行政の協働によるまちづくりを目指す。

都市計画区域の範囲

本区域の範囲は、以下のとおりとする。

都市計画区域名	阿蘇都市計画区域
範 囲	阿蘇町の行政区域の一部

(2) 地域ごとの市街地像

<都市中心核>

内牧地域を阿蘇都市計画区域における観光、商業、生活の諸活動を支える中核的な機能の集積を図る「都市中心核」として位置づけ、道路、公園などの都市基盤の整備を推進するとともに魅力ある商店街形成を図る。

<副都市中心核>

阿蘇駅周辺地域を阿蘇広域都市圏の玄関口として交通・情報の連結機能の強化を図る「副都市中心核」と位置づけ、道路、公園などの整備を図り、新たな商業・業務機能、住宅機能の集積を図る。

<田園居住地域>

広大な農地や山裾に散在する農業集落を「田園居住地域」と位置づける。 農業集落では、周囲の自然環境との調和に配慮しながら、集落の生活環境 の整備を進めるとともに、田園風景の保全に努める。

<自然公園地域>

都市計画区域の全域が阿蘇くじゅう国立公園区域に含まれており、今後とも規制に応じた保全を図る地域と位置づけるとともに、多様増大傾向にある観光・レクリエーションニーズに対応した魅力的な地域づくりを進める。

(3) 各種の社会的課題への対応

少子・高齢化等への対応

阿蘇町を取り巻く社会経済情勢は、経済の停滞、少子・高齢化の進行、 ライフスタイルの多様化、高度情報化、環境問題への対応など時代は大き く変化している。このような社会的課題へ的確に対応するため、誰もが安 心して利用できる道路・公園・情報基盤などの都市施設の整備を行うこと により、豊かな住民生活の実現と次世代に誇れるまちづくりを積極的に進 めていく。 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応

環境負荷の少ない省エネルギー型の都市を形成するために、交通の発生や移動の需要が少ない都市構造への誘導、公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化等を推進する。

また、生態系が維持された自然地の保全、水や緑の空間を組み込んだ市街地の整備等により、潤いとゆとりのある都市環境の形成を行う。

都市防災への対応

近年発生した大地震、水害、高潮災害等により、全国的に地域防災や危機管理に対する意識が高まっている。住民の生命、財産を守り、災害に強い都市形成を図るため、防災組織の充実、避難地・避難経路の確保、市街地の不燃・耐震化等を進めるものとする。

安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応

最近の犯罪の発生状況を踏まえ、各種社会基盤の整備にあたっては、地域の状況に応じて、警察、公共施設管理者及び地域住民等と連携し、犯罪防止に配慮した整備を行うことにより、住民が安全・安心に暮らせる地域づくりを進めるものとする。

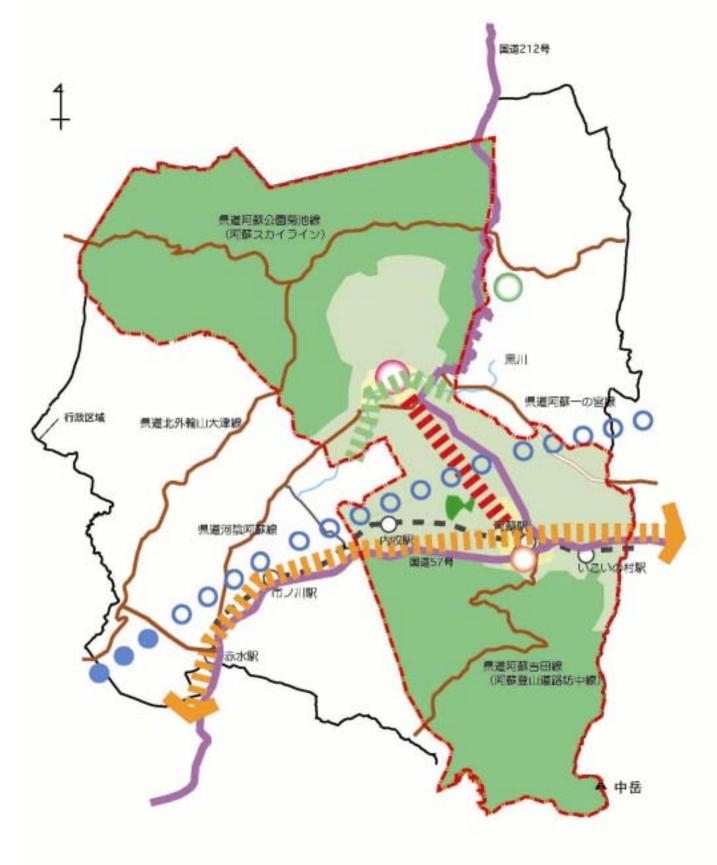
(4) 都市計画区域の広域的な位置づけ

阿蘇郡 6 町 6 村により構成される阿蘇広域都市圏の現況、今後の見通し を踏まえると、「悠久の自然と文化を守りながら、『世界の阿蘇』の魅力を 発信する活力ある地域づくり」を行うことが重要である。

そのなかで本区域は、阿蘇広域都市圏の玄関口であり、観光案内や交通情報などの受発信拠点として位置づける。

また、今後、市町村合併の状況を踏まえ、必要に応じて都市計画区域の再編等に関しても検討するものとする。

将来市街地像図



※この図面は、おおむねの位置、広がりを示している。

凡例



2 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の決定の有無

本区域には、区域区分を定めない。なお、区域区分を定めない根拠は、以下のとおりである。

本区域の将来の人口は減少傾向が見込まれ、産業の見通しについても製造品出荷額の横這い傾向が予測される。また、大規模な産業立地等による土地利用需要も想定されないことから判断して、急激かつ無秩序な市街地の拡大は想定されない。

本区域には用途地域の指定はないが、従来からの中心市街地や集落地域が存在し、今後もこれらを中心とした、まとまりのある良好な市街地が形成されると考えられる。

により急激な市街地の拡大は想定されないこと及び のとおりまとまりのある市街地が形成されることにより、市街地周辺の農地や郊外の自然環境と調和した良好な都市環境を形成することが可能である。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

現在、本区域では、用途地域を指定していないが、商業・業務、住宅等の諸機能は現状においておおむね適正に配置されており、用途や土地利用密度の混在による大きな問題は発生していない。

今後も用途の急激な変化は予測されないことから、主要用途の配置としては、以下のとおりとする。

ただし、今後、将来的な区域の基本調査や土地利用密度の変化の推移を踏まえたところで、用途地域の指定を検討する。

a 商業・業務地

本区域の観光拠点として内牧地域の中心部を中心市街地活性化に重要な役割を果たす商業・業務地と位置づける。また、阿蘇駅周辺整備が計画されており、駅前地域を新商業・業務地と位置づける。商業業務地では、後背部の住宅地や自然環境との調和に配慮しつつ、商業施設の集積・多様化、駐車場や広場等商業環境整備、温泉街としての特色を生かした街並みの整備などを進め、商業・業務機能の強化を図る。

b 住宅地

内牧地域及び阿蘇駅周辺の商業・業務地周辺を住宅地と位置づけ、特に、市街化を形成している地区は、建物の更新等により環境改善を図る。

市街地周辺に散在する農業集落は田園居住集落として道路、公園、下水など生活環境整備を図るとともに田園景観の保全を図る。

また、住宅、商業、工業等の混在が見られる国道 5 7 号沿線の地区は、 地区計画などにより阿蘇の玄関口にふさわしい景観形成を図る。

土地利用の方針

ア)居住環境の改善または維持に関する方針

道路、公園等の公共施設整備の遅れや建物の老朽化が見られる既成市街地では、計画的な道路、公園等の都市の基盤整備を推進するとともに、すべての人が暮らしやすい社会づくりを目指す、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を促進する。また、緑化協定等の導入を検討し、良好な街並みの構築を図り、快適な居住環境の形成に努める。

イ)都市内の緑地または都市の風致の維持に関する方針

社寺・境内地の独立樹林や市街地内の一団的樹林など、市街地内に現存する緑地は、今後も良好な緑地として継承に努める。

また、黒川などの河川沿いの遊歩道と幹線道路の歩道を軸とした水と緑のネットワークの形成を図る。

ウ)優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域平野部の水田及び山間部の草地については、重要な農業生産基盤であることから、その維持・保全に努める。

エ)災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

河川氾濫、土石流、急傾斜地崩壊危険区域などに指定されている地区や保安林などについては、災害対策を講じて居住地域の安全性を確保するとともに、災害発生を未然に防ぐ観点から市街化の抑制を図る。

また、保安林など災害の防止や被害の緩和などに資する公益的機能を持った森林の維持や広葉樹の植林などによる保全を図り、災害に対する安全性低下を抑制する。

オ)自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

自然公園地域の保全や特に美しく特異な自然環境である市街地内の樹林等については、適切に守り育てる。

また、環境軸としての黒川など、良好な水質を有し、都市の骨格を 形成している河川についても安全対策を講じるとともに適切に保全活 用する。

カ)計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

平地に散在する既存集落について、道路、公園などの生活環境整備を図るとともに、建築物の秩序ある立地を誘導する。

また、地域の状況を踏まえ、適正な建築形態規制を行う。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 交通施設

a 基本方針

ア)交通体系の整備の方針

本区域の現在の幹線道路網は、東西方向の国道 57 号と南北方向の国道 212 号によって構成されている。今後より一層、人やものの交流を促進し、地域の活性化を誘導していくため、現在の主軸による広域的な幹線道路網及びこれらと役割を適切に組み合わせた地域内幹線道路網の整備・充実により、広域圏、区域の一体的向上を図るものとする。

併せて、市街地においては市街地活性化を支える骨格道路、交通拠点及び駐車場等の整備を図り、集落においては日常の利便な生活を支える生活道路の整備を図るなど、都市の将来像に基づく区域各所の位置づけや役割に適応した交通施設の適正配置を図り、快適・利便な地域環境づくりとしての相乗効果を確保する。

また、通過交通等を適切に処理する新交通管理システム(UTMS)の整備推進により、自動車交通の円滑化を図る。

なお、交通安全施設の充実等により、安全性の高い交通空間の整備に努めるとともに、高齢者・障害者等の交通弱者の利用、地域の美しさや自然環境への影響等に十分配慮し、誰もが安心して快適に利用出来るユニバーサルデザインに配慮した交通空間の形成を図る。

イ)整備水準の目標

市街地の骨格を形成する主要幹線道路の機能強化を図る。都市幹線道路としての県道の未改良区間を整備する。地域高規格道路中九州横断道路の整備推進を図る。

b主要な施設の配置の方針

ア)道路

主要幹線道路

本区域の幹線軸であるとともに、都市間の交流・連携を促進する重要な都市軸として、区域中央部を東西に横断し、熊本市と大分を結ぶ中九州横断道路と国道 57 号、国道 212 号を位置づけ、配置など機能強化を図る。

都市幹線道路

周辺市町との連絡強化や主要幹線道路と区域の主要な交通発生源を結び都市の骨格形成や観光ルートを担う地域の幹線道路として、県道河陰阿蘇線、県道阿蘇一の宮線、県道阿蘇公園菊池線、県道阿蘇吉田線、などを位置づけ、各路線の機能強化を図る。

イ)鉄道駅周辺

JR 豊肥本線の各駅とバスとの連携や阿蘇駅周辺の都市機能配置などを検討し、交通結節機能の強化を図る。

ウ)その他

車移動が主体の本区域において、観光、買物をはじめとする所用の利便性を確保するため、内牧地域の市街地内を中心として、公共及び民間が役割分担と連携を保ちながら適切に駐車場を配置する。

また、鉄道の結節点では、バス路線網の拠点としてのバスステーションや駐車場整備を推進する。

c 主要な施設の整備目標

上記交通施設の整備方針を踏まえ、おおむね 10 年以内に整備する予定の交通施設は、阿蘇駅前の広場とそれに関連した道路とする。

下水道及び河川

a 基本方針

ア)下水道及び河川の整備の方針

生活排水処理対策は、衛生的な生活環境を形成するうえで不可欠であるとともに、環境の負荷軽減にも寄与する重要な要素であることから積極的に取り組むべき事項である。とりわけ、熊本都市圏への水源となっている本区域は生活排水処理対策の重要性の高い地域といえることから、都市計画事業としての公共下水道を早期に整備していく。

また、河川については、水質の維持・保全という観点のほか、災害に対する安全性向上の観点での整備を図る必要がある。本区域では、河川改修事業など各種治水事業を進めているが、流域の安全性を高めるため、地域防災計画との調整を図りながら、より一層積極的に整備を進めていくものとする。併せて、河川の生態系等に配慮しながら、レクリエーション機能の付加や景観整備を図り、人々が集い、水と交流できる空間、及び地域に潤いを与える美しい空間の形成に努める。

イ)整備水準の目標

現在の公共下水道整備率(全体計画区域面積に占める供用済面積の割合)は約72.7%であるが、おおむね10年後において公共下水道の全体計画区域が処理可能となる水準を確保することを目標とする。

河川については、現状で治水安全度が低く、水害防止のために対策を必要とする河川の整備を完了するとともに、市街化の進展等を見据えながら、治水対策が必要となる河川について順次整備を進め、治水

安全度の向上を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア)下水道

公共下水道は計画に従い早急に整備を図る。公共下水道以外の農業集落排水などの下水の適正な処理方法を確立する。

イ)河川

白川水系の黒川は、計画に基づく洪水調整のための遊水地の整備を推進する。

c 主要な施設の整備目標

おおむね 10年以内に公共下水道全体計画区域の整備を図る。

その他の都市施設

a 基本方針

快適な居住空間や美しい地域環境の維持・形成、及び都市機能の向上のために必要な公共公益施設のなかでごみ処理施設やし尿処理施設については、各地域の実情、関連事業、周辺環境との調和等を考慮するとともに、 広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的に配置を行っていくものと する。

b主要な施設の配置方針

ア)ごみ処理施設

本区域ではごみ処理施設は阿蘇広域行政事務組合の中部清掃センターで共同処理を行っている状況にある。今後においても、こうした広域的な枠組みの中で、住民や事業者との協力・連携を図りつつ、適正なごみ処理及び再資源化を進めていくものとする。

c 主要な施設の整備目標

現在のところ、おおむね 10 年以内に整備する予定の施設は無いが、都市の拡大により施設確保の必要が生じた場合等においては事務組合等による広域的な取り組みと調整を図りつつ、適宜、配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

a 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は内牧地域を中心に構成されており、各地区の集落には内牧地区から道路が延びている。このような土地条件のもとで、中心的機能を担う

ため、中心市街地の活性化と交流人口の増大をはかるための検討を行う。 また、交通ターミナルとしての阿蘇駅と町の中心部である内牧地区との結 節機能の強化を図るため、阿蘇駅周辺の整備を検討する。

b 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な事業については、内牧地区の中心市街地活性化に資する事業や阿蘇駅前の広場及び道路整備を進める。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

本区域は、雄大な阿蘇の自然環境と相まって地域の個性的な風景を醸し出している。これらの自然的環境は、景観形成上、経済活動上、防災上等において重要な役割を果たしており、都市部では容易に得ることのできない本区域の貴重な地域資源であることから、まちの発展動向や災害対策等との調和を図りながら保護・育成に努め、将来に引き継いでいく。また余暇活動の増加や生活水準の質的向上等により多様化増大化傾向にある観光・レクリエーションのニーズへの対応や、交流拡大により地域の活性化を図る観点等から、公園・緑地の適正配置、地域資源活用による交流空間の整備を図り、良好な自然的環境の創出に努める。

b 主要な緑地の配置方針

ア)環境保全系統の配置方針

市街地周辺部の緑地や山岳丘陵地と主要な河川などの緑地は、都市の骨格を形成する重要な緑地であることから保全に努める。

イ)レクリエーション系統の配置の方針

既存の公園・緑地の配置状況、人々のレクリエーションニーズ、人口規模・誘致圏の構成などを考慮しながら公園・緑地などを適正に配置する。また、これらと温泉、史跡等の地域資源の有機的ネットワーク化により相乗効果を高めるとともに、レクリエーション空間の形成を図る。

ウ)防災系統の配置方針

地震や火災の災害時における安全性確保のため、避難地となり得る 既存公園・緑地の維持を図るとともに、既存避難地の配置状況、災害 規模に基づいた系統、人口規模・避難距離圏の構成を考慮しながら、 避難地としての公園・緑地や避難路としての緑道の確保を図る。

エ)景観構成系統の配置方針

地区内にある社寺境内の巨木や樹齢の長い樹木などは良好な点的景観要素であることから保全を図る。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の観点からみる系統的な緑地配置の一環として、区域全体における量的、位置的な配分等を考慮しながら、住区基幹公園や都市基幹公園などの都市公園の配置検討を進め、整備を図っていく。

市街地内歴史的・文化的な遺産や緑地など良好な居住環境を形成する上で重要な役割を担う緑地などについては、必要に応じ、都市計画公園、風致地区指定、地区計画など自然環境保全のための都市計画制度の活用を検討し、適切に保全する。

d 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する都市計画公園等はないが、必要に応じ整備する。

